

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	周防大島町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.suo-oshima.lg.jp/seisakukikaku/disclosure.html">http://www.town.suo-oshima.lg.jp/seisakukikaku/disclosure.html</a>

執行機関名 周防大島町長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱(平成22年周防大島町告示第30号。)による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第一 第7の項 周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱(平成22年周防大島町告示第30号。)による助成金の支給に関する事務であって町長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱(平成22年周防大島町告示第30号。)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)</u> の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「 <u>難病の患者に対する医療等</u> 」という。)に関し必要な事項を定めることにより、 <u>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保険の向上を図ることを目的とする。</u>	第1条 この告示は、 <u>不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)</u> を受けている夫婦に対し、 <u>特定不妊治療費に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱(平成22年周防大島町告示第30号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱第5条第1項
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	周防大島町特定不妊治療費助成による助成申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ハ	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱第5条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ニ	周防大島町特定不妊治療費助成事業交付要綱第5条第2項第2号,第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報